

# 9 野外劇場及び野外音楽堂

## 基本的考え方

野外劇場・野外音楽堂は、高齢者、障害者等が座席まで円滑に到達し、観覧できるよう配慮する必要があることから、出入口や通路の幅を確保するとともに、車いす使用者用観覧スペースを設ける。

また、一定規模以上の建築物となる野外劇場・野外音楽堂については、公園施設に係る整備基準及び建築物に係る整備基準の両方を満たす必要がある。

## 整備基準

### 野外劇場及び野外音楽堂

## 解説図

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 出入口は、8の項アの基準に適合するものであること。
  - イ 出入口とウの車いす使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - (ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。
    - (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
    - (ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
    - (エ) 縦断勾こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
    - (オ) 横断勾こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
    - (カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
    - (キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
  - ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース((2)において「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。
  - エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けた場合は、そのうち1以上は、別表2の4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。
- (2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - ア 有効幅員は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
  - イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
  - ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

図 9-1  
野外劇場・  
野外音楽堂

## 整備基準の解説

### (1)-ウ 車いす使用者用観覧スペースの設置数

- ・計画収容者数が 200 人以下：計画収容者数 × 1/50 以上
- ・計画収容者数が 200 人超：計画収容者数 × 1/100 + 2 以上

計画収容者数(人)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

図 9-1 野外劇場・野外音楽堂

### (1)-イ-(ア) 通路

通路の有効幅 120cm 以上  
やむを得ない場合は通路の末端付近に回転できる広さ 150cm × 150cm 以上の広さを確保した上で 80cm 以上とできる。

### (1)-イ-(イ)、(ウ) 通路

段を設けない。  
やむを得ない場合は傾斜路を併設

### (1)-イ-(エ) 通路

縦断勾配 5% 以下  
特別な理由がある場合 8% 以下

### (1)-イ-(オ) 通路

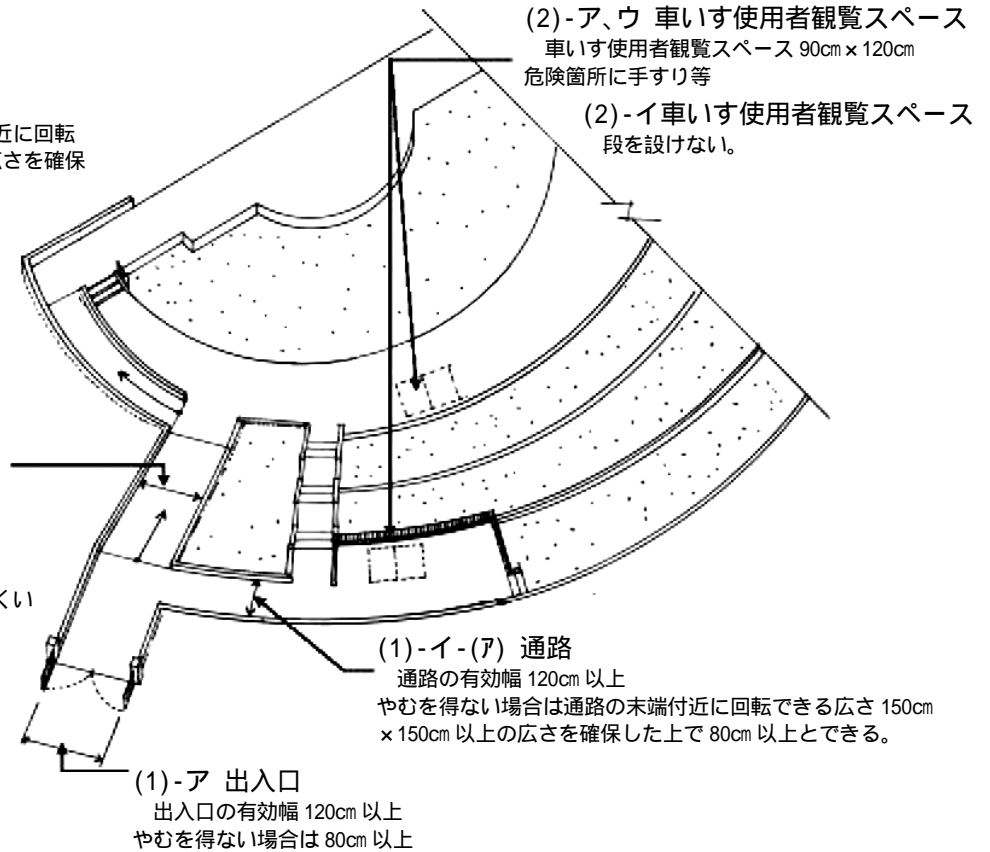
横断こう配 1% 以下  
特別な理由がある場合 2% 以下

### (1)-イ-(カ) 通路

平面で固くしまっていて滑りにくい表面

### (1)-イ-(キ) 通路

転落のおそれある場所にさく、視覚障害者誘導用点状ブロックを設置



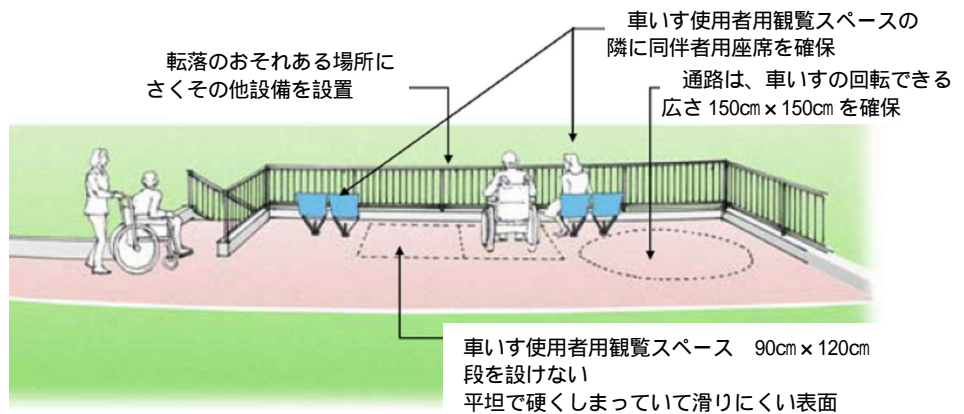
(2)-ア、ウ 車いす使用者観覧スペース  
車いす使用者観覧スペース 90cm × 120cm  
危険箇所に手すり等

(2)-イ 車いす使用者観覧スペース  
段を設けない。

## 設計上の配慮事項

- ・車いす使用者用観覧スペースは、車いす使用者が観覧する場所を選択できるように、複数の箇所に設置することが望ましい。
- ・車いす使用者用観覧スペースは、緊急避難等も配慮して配置することが望ましい。
- ・車いす使用者用のステージ利用にも配慮することが望ましい。
- ・スロープは高さ 75cm ごとに高さ 150cm 以上の水平部分を設ける。

### 車いす使用者観覧スペース



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」